

高知県海産養殖魚輸出動物衛生証明書取扱要領の運用について

【新】

高知県海産養殖魚輸出動物衛生証明書取扱要領の運用について

平成 21 年 8 月 19 日 21 高漁振第 188 号
(改正 平成 29 年 1 月 5 日 28 高漁振第 295 号)
(改正 平成 30 年 5 月 1 日 30 高漁振第 20 号)

高知県海産養殖魚輸出動物衛生証明書取扱要領 (平成 30 年 5 月 1 日付け 30 高漁振第 20 号) (以下、「取扱要領」という。)に係る運用を定める。

(申請方法)

第 1 条 取扱要領第 4 (1) 申請方法における生産漁場とは、区画漁業権で定められた漁場の区域をいう。

(検体数)

第 2 条 取扱要領第 4 (2) 検体数及び検体採取方法におけるロットごとの必要検査尾数は、韓国政府が制定している水産疾病管理法に基づき、別表 1 及び 2 のとおりとする。

(検体採取方法)

第 3 条 取扱要領第 4 (2) 検体数及び検体採取方法において、検体をロット内から無作為に採取するにあたっては、採取する小割に偏りがないように

【旧】

高知県海産養殖魚輸出健康証明書取扱要領の運用について

平成 21 年 8 月 19 日 21 高漁振第 188 号
(改正 平成 29 年 1 月 5 日 28 高漁振第 295 号)

高知県海産養殖魚輸出健康証明書取扱要領 (平成 21 年 8 月 5 日付け 21 高漁振第 153 号) (以下、「取扱要領」という。)に係る運用を定める。

(申請方法)

第 1 条 取扱要領第 4 (1) 申請方法における生産漁場とは、区画漁業権で定められた漁場の区域をいう。

(検体数)

第 2 条 取扱要領第 4 (2) 検体数及び検体採取方法におけるロットごとの必要検査尾数は、韓国政府が制定している輸出入指定検疫物の検疫方法及び基準等に関する告示 (2009 年 2 月 2 日付け 国立水産物品質検査院告示第 2009-1 号) に基づき、別表 1 のとおりとする。
ただし、検査機関による現地での臨床検査により、遊泳異常、活力不良等の臨床症状が確認されない場合は、1 ロットあたり 1 尾以上の検体数で可とする。

(検体採取方法)

第 3 条 取扱要領第 4 (2) 検体数及び検体採取方法において、検体をロット内から無作為に採取するにあたっては、採取する小割に偏りがなく

配慮するものとする。

(事前の了解)

第4条 取扱要領第4(3) 検体の送付及び搬送方法において、事前に検査機関の了解を得る場合は、搭載予定日が決定した後、速やかに申請日及び検体送付日について検査機関と協議するものとする。また、検査機関は協議の結果を速やかに発行機関に連絡する。

(別紙様式1の定義)

第5条 別紙様式1(3)「生産施設／養殖場」とは、地域での呼称及び区画漁業権で認められた漁場の位置をさす。

別表1 食用水産物

<u>輸出申請数量(t)</u>	<u>サンプリング数量 (個体数)</u>
<u>1t未満</u>	3
<u>1t～3t未満</u>	5
<u>3t～5t未満</u>	7
<u>5t～10t未満</u>	9
<u>10t～20t未満</u>	11
<u>20t以上</u>	13

別表2 増殖用水産動物

<u>輸出申請数量 (個体数)</u>	<u>感染率2%が疑わ れる場合(個体 数)</u>	<u>感染率5%が疑わ れる場合(個体 数)</u>	<u>感染率10%が疑 われる場合(個 体数)</u>
<u>50以下</u>	<u>50</u>	<u>35</u>	<u>20</u>

に配慮するものとする。

(事前の了解)

第4条 取扱要領第4(3) 検体の送付及び搬送方法において、事前に検査機関の了解を得る場合は、搭載予定日が決定した後、速やかに申請日及び検体送付日について検査機関と協議するものとする。また、検査機関は協議の結果を速やかに発行機関に連絡する。

(別紙様式1及び2の定義)

第5条 別紙様式1及び2にある「養殖場名及び住所」とは、養殖場名は地域での呼称、また、住所は区画漁業権で定められた漁場の位置をいう。

別表1

<u>申請重量</u>	<u>採取数量(匹)</u>
<u>1トン未満</u>	3
<u>1トン以上3トン未満</u>	5
<u>3トン以上5トン未満</u>	7
<u>5トン以上10トン未満</u>	9
<u>10トン以上20トン未満</u>	11
<u>20トン以上</u>	13

<u>51~100</u>	<u>75</u>	<u>45</u>	<u>23</u>
<u>101~250</u>	<u>110</u>	<u>50</u>	<u>25</u>
<u>251~500</u>	<u>130</u>	<u>55</u>	<u>26</u>
<u>501~1,500</u>	<u>140</u>	<u>55</u>	<u>27</u>
<u>1,501~ 40,000</u>	<u>145</u>	<u>60</u>	<u>27</u>
<u>40,001~ 100,000</u>	<u>145</u>	<u>60</u>	<u>27</u>
<u>100,001 以上</u>	<u>150</u>	<u>60</u>	<u>30</u>